

最判昭和 37 年 5 月 1 日民集 16 卷 5 号 1013 頁

約束手形金請求事件

昭和三五年（オ）第二三号

同三七年五月一日最高裁第三小法廷判決

【上告人】 被控訴人 被告 株式会社太道相互銀行 代理人 阿久津英三 外二名
補助参加人 小川了 外二名

【被上告人】 控訴人 原告 西川信作 代理人 馬瀬文夫 外二名

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人阿久津英三、同野呂正達、同田中親義の上告理由第一点、第四点および第五点について。

原判決は、株式会社小田栄吉商店において、被控訴会社（上告人）桜井支店長堀江文雄が被控訴会社を代理して手形保証をなす権限を制限せられていることを知つて本件手形を取得したことを認むべき証拠がないから、被控訴会社は、堀江文雄が被控訴会社を代理してなした本件手形保証につき株式会社小田栄吉商店に対し手形債務を負担せざるをえないのであるが、以後本件手形を適法に取得するものは、株式会社小田栄吉商店の権利を承継するものであるから、株式会社小田栄吉商店より米国人バヌーバーを経て本件手形を適法に取得した控訴人は、堀江文雄の右代理権の制限につき善意たると悪意たるとを問わず、被控訴会社に対し右手形債務の履行を請求しうる旨判示したものである。所論は、原判決は商法四二条に違反するというが、商法四二条は、支配人でない使用人であつて本店または支店の営業の主任者であることを示す名称を附した者は、これをその本店または支店の支配人と同一の権限を有するものとみなす旨の規定であつて、本件の堀江文雄のように、被控訴会社支店の支店長であつて、その営業に関する包括的代理権を有し、ただその権限に制限のある者に対し適用さるべき法規ではない。本件の場合は、むしろ商法三八条三項の適用が問題となろう。しかし同条項は、支配人の代理権に加えた制限は第三者が悪意である限り如何なる場合にもこれを対抗しうる旨を定めたものではなく、本件のように適法に被控訴会社に対する手形上の権利を取得した株式会社小田栄吉商店より右手形上の権利

を承継した控訴人は、商法三八条三項の適用によつて被控訴会社に対する手形上の権利を取得したものではないから、右承継に際し、たとい堀江文雄の代理権の制限につき悪意であつても、これをもつて控訴人に対抗しえないことはいうまでもない。また、所論は、原判決は手形法一七条の適用につき判示せずまたは同条の解釈を誤つた違法があるという。しかし手形法一七条但書は、手形債務者が手形所持人の前者に対し人的抗弁をもつて対抗しえた場合に、手形所持人が害意をもつて手形を取得したときは、これに対しても右人的抗弁をもつて対抗しうる旨の規定であつて、手形所持人の前者が善意であるため、手形債務者がこれに対し人的抗弁を対抗しえない場合においても、その前者の地位を承継した手形所持人に対しその悪意を云為して右人的抗弁の対抗を許すものと解すべきではない。所論は以上と異なる見解を前提として原判決を彼此論難するものであるから、すべてこれを採用しない。

同第二点および第三点について。

原判決は、本件手形の受取人三晃繊維株式会社が白地式裏書により株式会社小田栄吉商店に本件手形を譲渡し、株式会社小田栄吉商店が白地を補充せず引渡しにより米国人バヌーバーにこれを譲渡し、米国人バヌーバーもまた引渡しによりこれを控訴人（被上告人）に譲渡したとの事実を認定したものである。右方法による手形の譲渡は、手形法一三条二項、同一四条一項同二項三号により許されるから、株式会社小田栄吉商店および米国人バヌーバーは、本件手形にその氏名が記載されるに至らなくても、控訴人の前者として権利を譲渡した手形上の権利者であつたことはいうまでもない。所論は、これと異なる独自の見解に基いて原判決の法令違反をいい、右見解を前提として原判決の審理不尽をいうものであるから、いずれも採用できない。

同第六点ないし第八点について。

原判決は、その挙示の証拠により被控訴会社桜井支店長堀江文雄は真実手形保証をなす意思で本件手形に保証をなしたものであると認定し、而してかりに同人が振出人小川一義の懇請により同人の取引について見本として呈示した上直ちに返還する約定の下に右手形保証をなしたとしても、控訴人が右事実を知つて手形を取得したことを認むべき証拠がない旨を判示したものであつて、以上の判断は肯認できなくはない。されば原判決に所論の法令解釈の誤り、法令不適用の違法、採証法則違反、理由齟齬、審理不尽の違法がなく、論旨はいずれも採用できない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 五鬼上堅磐 裁判官 河村又介 裁判官 垂水克己 裁判官 石坂修一 裁判官 横田正俊）

上告代理人阿久津英三、同野呂正達、同田中親義の上告理由

第一点 原判決は商法第四拾貳条の相手方の意味につき法律の解釈を誤りたる違法がある

と信ず。

一、原判決は「堀江文雄は表見支配人として被控訴人に代り被控訴人会社桜井支店の営業に関する一切の裁判外の行為を為す権限を有するものとみなすべく……中略……手形保証を含む一切の保証を為すことを禁止したとするも右代理権の制限を以つて善意の第三者に対抗し得ないものと解すべきところ本件手形上受取人と記載せられた三晃繊維株式会社は勿論同会社から白地裏書により右手形を譲受けた株式会社小田栄吉商店が右代理権の制限を知つて手形を取得したことを認むべき証拠は何にもなく……中略……被控訴人は同人等に対し右制限を以つて対抗し得ないものと言はなければならない、尤も本件手形上受取人と記載せられた三晃繊維株式会社は振出人小川一義から右手形を預かつたもので手形上の権利を取得し得ないものではあるが同人から白地裏書により右手形の譲渡を受けた株式会社小田栄吉商店に於てその前者である三晃繊維株式会社が手形上の無権利であることについて悪意又は重大なる過失によつて手形を取得したことの主張立証のない本件にあつては同商店が最初に本件手形上の権利を取得したものであり右代理権の制限あることを知らないで右手形を取得した同商店に対し被控訴人に於て本件手形保証責任を免かれ得ないものと言ふべく、そうだとすれば爾後本件手形を適法に取得するものは株式会社小田栄吉商店の権利を承継するものであつて右代理権の制限につき善意たると悪意たるとを問はず本件手形保証の有効なることを主張し手形保証人たる被控訴人に対しその保証義務の履行を請求し得るものと解するを相当とする」と判示する。二、右判示は本件約束手形の第一取得者たる三晃繊維株式会社が本件手形取得につき善意にして且つ過失なければたとひ其の後の取得者が悪意なるも手形債務者に支払義務ありと言ふにありてかかる見解は表見支配人の規定たる商法第四拾貳条の解釈を誤りたるものである。三、商法第四拾貳条第貳項に謂ふ「相手方」とは手形行為の直接の相手方のみならず爾後手形関係に参加せる者、手形所持人等をも包含し爾後の手形所持人が本件手形保証につき代理権限なきことの事実を知り且つ之れを取得したるに於ては手形保証人たる上告人は手形所持人たる被上告人に対し之れが支払を拒絶し得るのは当然である。四、右は手形面上知り得ざる事由に基く手形債務者の支払拒絶に付右事情を知らざる善意者と手形債務者との何れを保護するやの問題であつて保護を受くべきものは善意の取得者のみであつて悪意の取得者を保護すべきものではない。五、以上の事由により原判決の判示は商法第四拾貳条の解釈を誤りたるの違法があり当然破棄せらるべきものなりと信ず。

第二点 原判決は商法第四拾貳条の相手方の特定に付法律の解釈を誤りたる違法があると信ず。

仮に然らずして（仮に上告理由第一点は理由なしとして）約束手形の振出人の為にする保証人の表見支配人の代理権に加えた制限は最初に手形上の権利を取得した者が善意である限り爾後の適法な手形取得者は右代理権の制限につき善意たると悪意たるとを問わず右手形保証の有効を主張し得るものとする見解に立つ場合に於て如何なる者がここに所謂手形の最初の権利者となり得るかを考えるに白地裏書により手形上の権利を取得した後白地の

補充を為さず単に手形を交付することにより手形上の権利を譲渡した者は（以下便宜上白地裏書による手形の従前権利者と記載する）手形面上に何等表示せられることなくして手形団体から完全に離脱するものであるから（田中耕太郎博士手形法小切手法概論等参照）手形外觀解釈の原理を類推した手形の流通性より考え斯様な白地裏書による従前権利者はこの関係に於ける手形の最初の権利者とはならないものとするのが相当である。若し之に反して右の如き白地裏書による従前権利者も手形の最初の権利者となり得べきものとせば爾後手形上の権利を取得せんとする者が右表見支配人の代理権に加えた制限を知つたときは右保証人に対する手形上の権利の有無を調査する為には手形面に何等表示せられて居ない白地裏書による従前権利者を探知することを必要とする場合を生ずるのであるが白地裏書の為された場合単に手形を交付することにより手形が数人十数人に移転することは往々生ずる事例であるから斯様な手形面に表示せられて居ない従前権利者を探知することは甚だ困難たることは全く明白である、従つて右の見解を採るときは強度の流通性を有すべき手形の流通性を著しく阻害する結果となるのであるからこの見解は手形の流通証券たる性質に反するものであり採用すべきでないものと信ずる。右の次第であるから白地裏書による従前権利者は右関係に於ては手形の最初の権利者とはなり得ないものと解すべきところ原判決は小川一義が受取人白地にて本件手形を振出し右手形を預つて居た三晃繊維株式会社は之を小川一義に返還すべきところ右手形をその後白地裏書により株式会社小田栄吉商店に対し右手形を白地裏書により譲渡し次いで同商店から昭和二十七年六月二十三日頃白地を補充しないで手形の引渡により米国人バヌーバーに譲渡し更に同人から手形の引渡により控訴人（被上告人）が右手形の譲渡を受けその白地部分を補充し現に被上告人が右手形の所持人であること及被控訴人（上告人）会社支店長堀江文雄が上告人の代理人として振出人小川一義の為に本件手形に保証を為したことを証拠により確定したのであるから三晃繊維株式会社は手形上の権利を取得し得ず株式会社小田栄吉商店及米国人バヌーバーはいずれも白地裏書による従前権利者であるから前記関係に於ける最初に手形上の権利を取得した者となり得ず結局被上告人を以て右手形の最初の権利取得者となすべきに拘らず原判決は株式会社小田栄吉商店を以て右手形の最初の手形上の権利取得者となし同会社が表見支配人の代理権に加えた制限に付善意である以上爾後右手形を取得した被上告人は右代理権の制限につき善意であると悪意であると問わず右手形保証の有効を主張し得るものと判示したのであるから原判決はこの点に於て法令の解釈を誤つた違法があると信ず。尚被上告人が本件手形取得につき本件手形保証が無権限保証なることを知れることは後記上告理由第五点の一乃至四の記載により明白なり。

第三点 原判決は被上告人の善意悪意に付審理確定を為さざるの違法あるものと信ず。

原判決は上告理由第二点の關係に於て最初に手形上の権利を取得したるものと看做すべき被上告人につき表見支配人の代理権に加えた制限に関し善意なるや悪意なるやを審理確定すべきに拘らずその審理確定を為さなかつたのであるから審理不尽の違法があると信ず。尚被上告人が本件手形取得につき本件手形保証が無権限保証なることを知れることは

上告理由第五点の一乃至四記載の証拠、被上告人の自白（被上告人の証言）第一審、第二審に於ける被上告人代理人の陳述等により極めて明白なる所である。

第四点 原判決は上告人、被上告人が第一審、第二審に於て主張陳述を為し且つ第一審判決が判示せる手形法第拾七条につき判示せざるの違法ありと信ず。

一、原判決の判示理由は第一点の一の通りなるため省略する。二、上告人、被上告人は共に第一審、第二審に於て手形法第拾七条の人的關係に基く抗弁及び同条但書の「所持人が其の債務者を害することを知りて手形を取得したるときは此の限りに在らず」を争ひ且つ第一審判決は第拾七条に付判決しているにかかわらず原判決は此の点の争ひに関し何等判示することなく専ら商法第四拾貳条のみにより判決している。三、右は原判決が「爾後本件手形を適法に取得するものは株式会社小田栄吉商店の権利を承継するものであつて右代理権の制限につき善意たると悪意たるとを問はず手形保証の有効なることを主張し手形保証人たる被控訴人に対しその保証義務の履行を請求し得るものとする」と判示するにより明白なり。四、右判示の如くなるに於ては株式会社小田栄吉商店より手形を取得したるものが本件約束手形につき無権限保証なること並に手形債務者を害することを知り且つ之れを知れる第三者に対し譲渡し右第三者が更に無権限保証なること並に手形債務者を害することを知れる後者に之れを譲渡ししかかる譲渡行為が数回反覆せられ最後の所持人も無権限保証なること並に手形債務者を害することを知れる場合に於ても尚且つ手形保証人は之れが支払義務あることとなり斯くては手形法第拾七条は其の存在理由なく全く無価値なる空文となる。五、手形法第拾七条が厳存し且つ第一審、第二審共に上告人、被上告人双方此の点につき争ひ特に第一審判決が此の点につき判示している以上原判決に於ても此の点につき判示すべきであるにかかわらず手形法第拾七条を適用判示せず商法第四拾貳条のみにより判決したるは違法なり。

第五点 仮りに原判決が手形法第拾七条を適用判示したりとするも原判決は手形法第拾七条の解釈を誤りたる違法ありと信ず。

一、被上告人が本件手形を訴外バヌーバーから譲受けたのは本件手形が事故手形なることを聞知した後である。右は被上告人が原審に於て提出せる昭和二十九年十月六日付控訴人西川第一準備書面二、本件手形の譲渡（２）本件手形の裏書人及び所持人の善意悪意、（二）「昭和二十七年六月下旬に控訴人西川が訴外バヌーバーから本件手形を譲受けたのは本件手形が事故手形であることを聞知した後である」との陳述並に第一審に於ける被上告人本人の訊問調書中、２小田栄吉商店に対する落綿の売主は米人のバヌーバーで私は同人の代理人として売りました、３その売買は百九拾八万余円で現金取引で売る約束をしていたのですが後日小田氏から支払を銀行保証の約束手形にしてくれというて来ましたのでバヌーバー氏の承諾を得て相手の申出を応諾しました、７私方では銀行の保証があるので問題がないと思つて受取ましたがその後東京銀行神戸支店へ割引を頼みましたところ同支店から被告銀行桜井支店へ電話紹介した結果事故手形であることが判りました、１２其の後私はバヌーバーから責任を追究されましたので責任を持つことになり私がバヌーバーに対して

百数十万円の受取り勘定がありそれを相殺し尚現金を七拾万円支払つて此の手形を私のものにしました、13 此手形が私のものになったのはバヌーバーから責任を追究されてからで満期日の前でした、14 西川信作という字はバヌーバーから追究されてから書入れたのです等により極めて明なところである。二、右に言ふ所謂事故手形の内容が本件手形保証は保証する意思でなされたものではなく仮りに然らずとするも保証権限なくして保証されたものなること、詐取又は持逃げされたものなること新聞に無効公告がなされおること等を指称するものなるは上告人の第一審、第二審に於ける主張並に陳述、第一審に於ける証人小松茂作の証言調書中、4 東京銀行神戸支店からも昨年六月中頃電話で式百万円の手形保証について責任を負ってくれるかと照会して来られた事があります、その時には神戸支店の上野と言ふ人から電話があり私方では森次長が電話口へ出ましたが私方では日本経済新聞の全国版に無効公告を出してあるから責任を負へないと返事しました、5 私としては行則によつて支店長は保証することを禁じられて居るにかかわらず保証したのだから無効であると信じ左様に返事をしたのです、8 東京銀行神戸支店から電話照会のあつたのは昨年六月二十七、八日頃でその時には電話口へ出た森次長が責任を負へないと返事をして其の旨私に報告しました、との証言第二審に於ける同証人の証言調書中、左様同月二十七日頃東京銀行神戸支店から電話で小川振出の手形はどーかと言ふ照会があり電話には森次長が出ましたが事故手形だから責任は持てないと返事したことがありますとの証言等により明白である。三、之れを要するに被上告人が本件約束手形をバヌーバーから譲受けたのは同人がバヌーバーの代理人として本件約束手形を株式会社小田栄吉商店より受け東京銀行神戸支店で割引せんとしたるが右支店の照会により所謂事故手形なること判明し割引出来ざるは勿論取立も出来ないためバヌーバーから責任を追求されバヌーバーに対しては代金を弁償し本件約束手形を譲受け上告人に対しては事故手形なることを熟知の上強引に之れが取立をなすべく本件手形の所持人となりたるものである。四、東京銀行神戸支店が本件約束手形の割引を拒絶したるは東京銀行神戸支店から上告人会社桜井支店に対し本件約束手形保証の真否に付き電話照会あり右電話照会に対し上告人会社桜井支店次長森正巳が堀江支店長には保証権限なく手形保証は無効で右手形は所謂事故手形であつて既に新聞紙上に無効公告がなされている旨を回答したるにより本件手形保証の実情判明したるためにして右実情は右手形割引拒絶の事由として東京銀行神戸支店は当然被上告人に対し具体的に告知したるものと言ふべく右告知は取引の実情に照し疑ひなき所である。尚被上告人は第一審に於ても第二審に於ても右告知を受けなかつたことに付ては何等の主張も立証もしていないから右の無権限保証なること無効公告が為されおることを熟知の上敢へて本件約束手形を取得したものと見るのは理の当然である。五、右の如き事情にて本件約束手形を取得したる場合手形所持人たる被上告人を保護すべきか手形保証人たる上告人を保護すべきか何れなるかが問題の中心点であつて此間の利益保護関係を規律するものが手形法第拾七条である。果して然らば手形法第拾七条特に同条但書を如何に解釈すべきや。六、叙上の様な場合に於て本件手形保証が無権限保証なること無効公告が為され居ること等所謂事

故手形なることを知れる被上告人は此の点を明白にして然る後手形上の債権を取得すべきやを決定すべきであり斯くすべきであるとしても手形法第拾七条の法意上将又正常取引の通念上手形所持人たる被上告人に対し過重なる負担を課したるものとは言へない。七、然るにかかわらず被上告人は本件手形保証が無権限保証並に無効公告のなされおること等を知り且つ右の点を明白にせずして敢へて本件約束手形の所持人となりたるものなれば上告人は右の手形保証に基いては支払義務なきものであり従つて上告人に対し右の支払義務を認めたる原判決は法律解釈を誤りたる違法あるものと信ずる。

(その他の上告理由は省略する。)